

◎旅券法の一部を改正する法律

(平成二五年八月二十八日法律第六九号)

一、提案理由(平成二五年四月二六日・衆議院外務委員会)

○岸田国務大臣

次に、旅券法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。(略)

現行旅券法上、一般旅券の名義人は、氏名等に変更が生じた場合、記載事項の訂正を申請することができますが、訂正に係る旅券情報は、当該一般旅券の追記欄にタイプにより印字するにとどまるため、機械読み取り部分には反映されません。旅券の国際標準を定める国際民間航空機関は、二〇一五年十一月二十四日までに全ての非機械読み取り式旅券を失効すべきとしており、記載事項の訂正が機械読み取り部分に反映されていない旅券は、海外において国際標準外とみなされ、旅券保持者が不利をこうむる可能性があります。

この法律案は、以上に述べた状況に鑑み、現行の記載事項の訂正という制度を廃止し、これにかわる制度を導入するほか、

旅券法の一部を改正する法律

所要の規定の整備を行うため、旅券法の一部を改正するものがあります。

次に、この法律案の主要点について御説明申し上げます。

改正の第一は、旅券の記載事項を訂正する制度の廃止及び記載事項に変更を生じた場合の一般旅券の発給に関する規定の整備を行うことであります。

改正の第二は、旅券手数料を改定することでありませう。

これらの改正内容は、海外に渡航する国民の生活に直結する問題に対処するためのものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

二、衆議院外務委員長報告(平成二五年五月二一日)

○河井克行君 たいだいま議題となりました七件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

最後に、旅券法の一部を改正する法律案は、旅券に関する国際民間航空機関の国際標準を踏まえ、旅券の名義人の氏名等に変更が生じた場合に旅券の記載事項を訂正する制度を廃止し、当該旅券を返納させて残存有効期間が同一の新たな旅券を発給

できるようにするものであります。

以上七件は、去る四月二十五日に外務委員会に付託され、翌二十六日岸田外務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、五月十七日、質疑を行い、引き続き採決を行った結果、日本・ジャージー租税協定、日本・ガーンジー租税協定及び税務行政執行共助条約及び改正議定書は全会一致をもって、また、日本・ポルトガル租税条約、日米租税条約改正議定書及び日本・ニュージールランド租税条約は賛成多数をもって、いずれも承認すべきものと議決し、旅券法の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、旅券法の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年五月一七日)

旅券が広く国民に普及している現状に鑑み、政府は、本法の施行にあたり、旅券の発行に係る手数料について、国民負担軽減の観点から、手数料減額を図るべく、事務の合理化等を含め、経費縮減に努めるべきである。

右決議する。

三、参議院外交防衛委員長報告(平成二五年六月二一日)

○加藤敏幸君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、旅券に関する国際民間航空機関の国際標準を踏まえ、旅券の名義人の氏名等に変更を生じた場合に旅券の記載事項を訂正する制度を廃止し、当該旅券を返納させて有効期間を当該旅券の残存有効期間と同一とする新たな旅券を発給できるようにすること等について定めるものであります。

委員会におきましては、本法律案提出に至る経緯、新設される記載事項変更旅券の有効期間と手数料との関係、旅券の記載事項訂正の状況、旅券の不正使用及び不正取得に係る問題等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年六月二〇日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一 旅券の発行に係る手数料について、国民負担軽減の観点から、また、特に記載事項変更旅券の申請に当たって旅券の残存有効期間が短い場合、国民が割高感を強く覚えることを踏まえ、手数料減額を図るべく、事務の合理化等を含め、経費縮減に努めること。

右決議する。